

# 令和8年度 米子市水難防止協議会定期総会

## 日 程

1 開 会

2 新会員紹介

3 会長 あいさつ

4 議 事

(1) 第1号議案 令和7年度事業報告について

(2) 第2号議案 令和8年度事業計画（案）について

5 そ の 他

(1) 皆生ライフセイビングクラブの活動と最近の現場の状況について（講話）

(2) 意見交換

6 閉 会

## 令和8年度 米子市水難防止協議会会員名簿

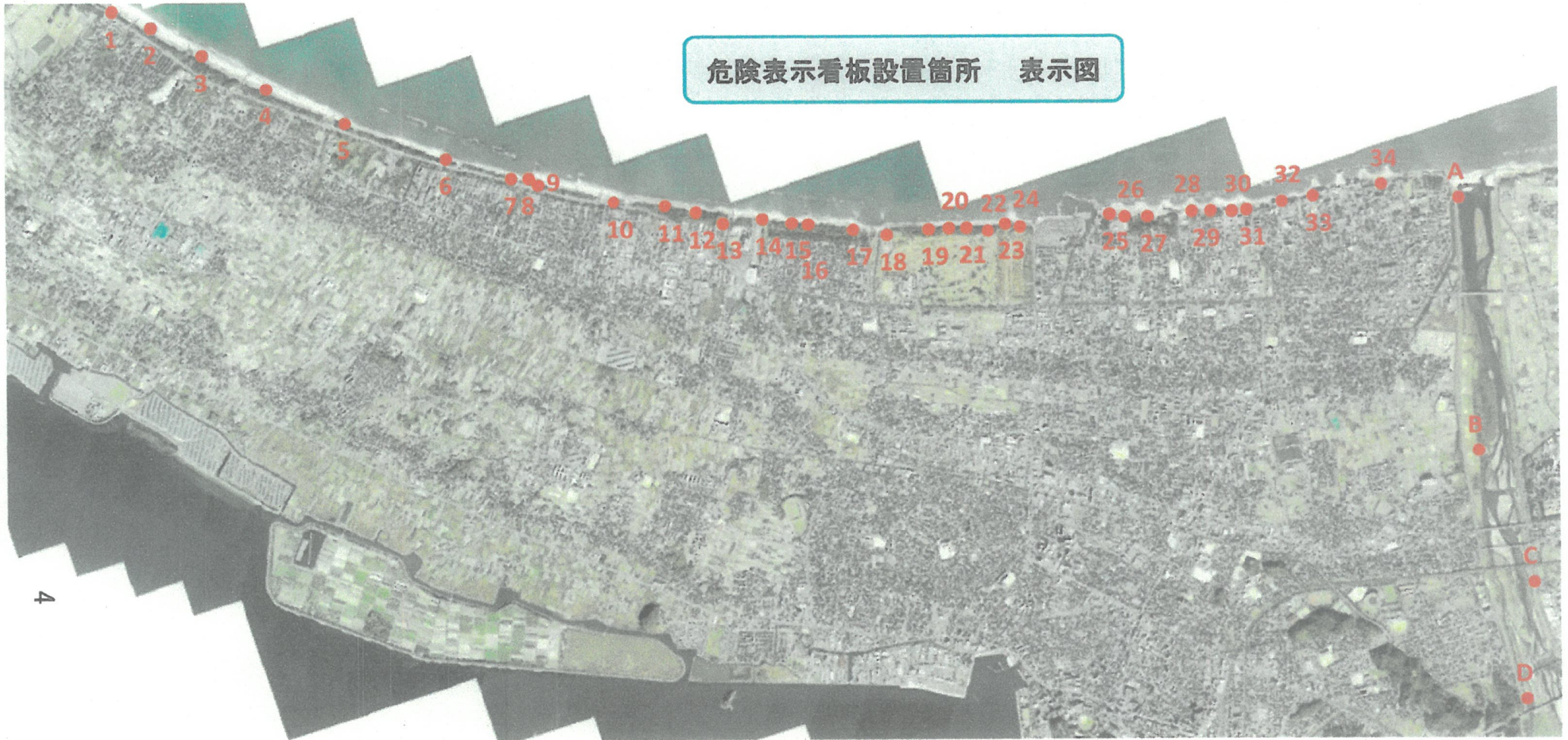
(順不同・敬称略)

	団体名・役職名	氏名	新任
会長	米子市長	伊木隆司	
副会長	米子市自治連合会 会長	近藤 豊	
幹事	皆生温泉旅館組合 事務局長	河津幸雄	
幹事	NPO法人 皆生ライフセービングクラブ 理事長	野嶋 功	
幹事	米子警察署 地域交通管理官	足立剛司	○
幹事	米子市漁業協同組合 組合長	武良賢治	
幹事	米子消防署 署長	生田圭一郎	○
幹事	米子市教育委員会 事務局長	金川和弘	○
幹事	米子市総務部 防災安全監	高浦琢自	○
常任幹事	米子市総務部 防災安全課長	山花竜一	
会員	日野川水系漁業協同組合 組合長	生田誠二	
会員	鳥取県漁業協同組合 淀江支所 運営委員長	小島弘昌	
会員	皆生温泉旅館組合 組合長	伊坂 明	
会員	米子市観光協会 会長	伊澤勇人	
会員	米子市消防団 団長	吉岡 尚	○
会員	鳥取県高等学校西部地区 指導部連盟会長	酒井敏彦	○
会員	米子市中学校校長会 代表	富田健一	○
会員	米子市小学校校長会 代表	井田 剛	○
会員	鳥取県西部私立幼稚園協会・ 認定こども園協会代表	上村一也	○
会員	米子市保育協議会 会長	樋口恭子	○
会員	米子市連合婦人会 会長	河本六美	
会員	米子市社会福祉協議会 会長	辻 敏郎	○
会員	NPO法人 米子ローイング協会 理事長	杉村正男	
会員	米子水泳協会 代表	上杉謙太	
顧問	米子警察署 署長	濱部幸孝	○

## 令和7年度事業報告

総 会	前年度の事業報告及び本年度事業計画その他事業運営上必要と認められる事項を審議するため、令和7年6月6日に総会を開催した。
水難危険箇所調査及び看板設置箇所調査	米子市全域にわたり、水難危険箇所及び看板設置箇所の調査を9月～10月に実施した。
看板の修繕等	大篠津町地内及び富益町地内の危険注意看板が無くなっていたため新たに設置した。(P6) また番号表示シールが無くなっていた箇所にシールを貼付した。
市報へ広報記事掲載	米子市報7月号に記事を掲載し、水難事故防止の啓発を行った。(P7)
広報用チラシの作成配布	7月上旬、水難事故を防止するため広報用チラシを作成し、市内の小・中学校、高校、幼稚園、保育園等に配布し、事故防止を呼びかけた。

危険表示看板設置箇所 表示図



[ 海岸沿い ]

1. 【大篠津町】川尻橋付近
2. 【大篠津町】大篠津橋付近(アジア博物館先)
3. 【和田町】御崎橋付近
4. 【和田町】和田新橋付近
5. 【和田町】池ノ尻橋付近
6. 【富益町】政右衛門橋付近(米子製鋼先)
7. 【富益町】長兵衛橋付近
8. 【富益町】弓ヶ浜展望駐車場西側作業場付近
9. 【富益町】弓ヶ浜展望駐車場付近
10. 【夜見町】樋口橋付近

11. 【夜見町】環状線交差点付近
12. 【夜見町】メモリアルホール先
13. 【夜見町】大成プレス工業先
14. 【河崎】自衛隊射撃場先
15. 【両三柳】三柳団地先
16. 【両三柳】三柳団地先
17. 【両三柳】市営三柳住宅先
18. 【両三柳】わくわくランド先
19. 【両三柳】米子ゴルフ場付近
20. 【両三柳】米子ゴルフ場付近

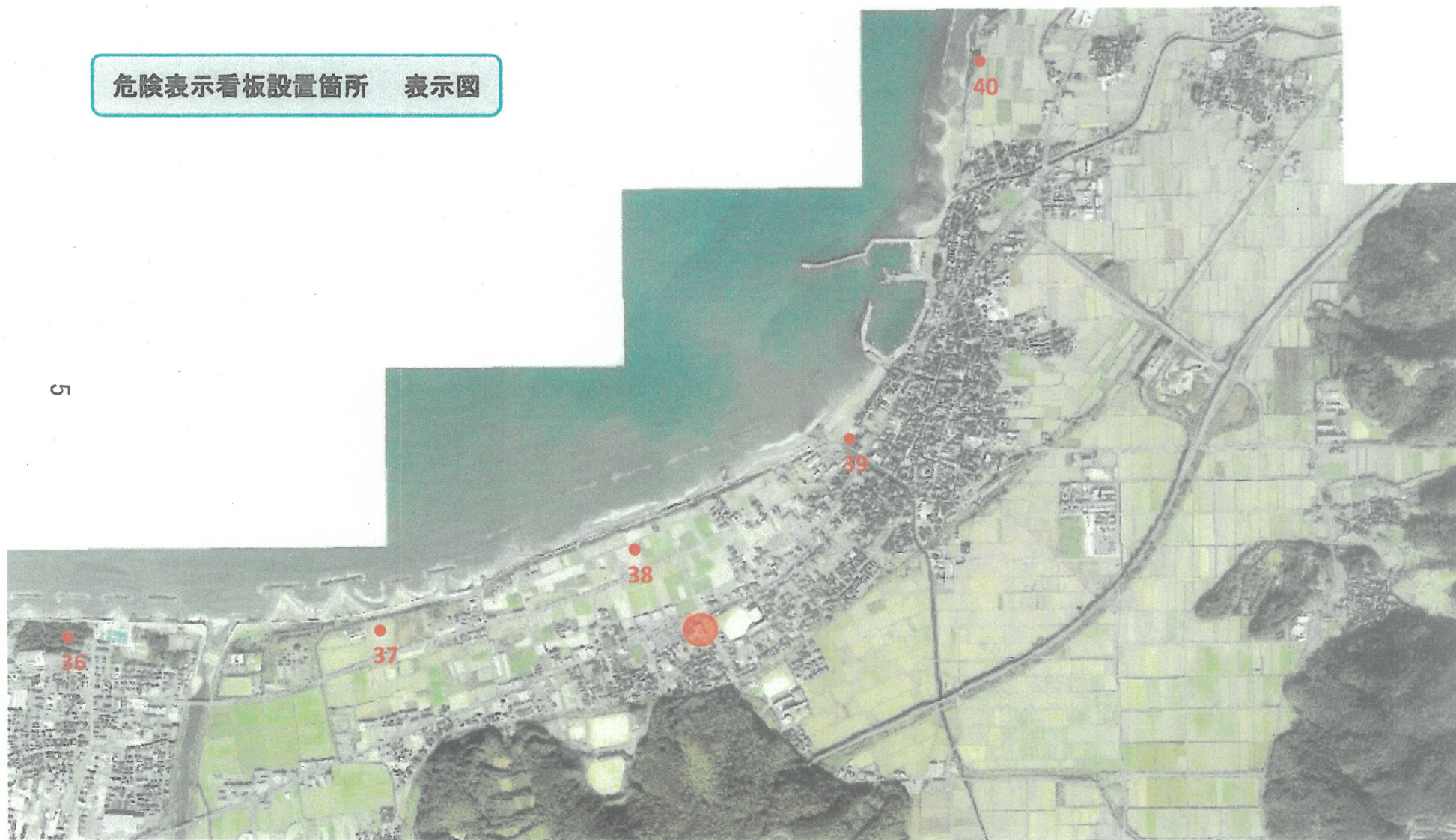
21. 【両三柳】米子ゴルフ場付近
22. 【両三柳】米子ゴルフ場付近
23. 【両三柳】陸上自衛隊訓練場先
24. 【両三柳】陸上自衛隊訓練場先
25. 【新開4】皆生海岸(皆生漁港付近)
26. 【新開4】皆生海岸(心正こども園先)
27. 【新開4】皆生海岸(皆生病院先)
28. 【新開3】皆生海岸(サニーテニス先)
29. 【新開3】皆生海岸(オーシャン社員駐車場先)
30. 【新開3】皆生海岸(オーシャン先)

31. 【皆生温泉4】皆生海岸(福原荘先)
32. 【皆生温泉4】皆生海岸(天水先)
33. 【皆生温泉4】皆生海岸(海浜公園先)
34. 【皆生温泉3】皆生海岸(浄化センター先)

[ 河川 ]

- A. 【皆生新田3】水貫川樋門付近
- B. 【車尾7】日野川運動公園Aグラウンド先
- C. 【吉岡】日野川河川事務所進入路入口付近
- D. 【観音寺】戸上水門付近

危険表示看板設置箇所 表示図



[ 海岸沿い ]

- 36.【淀江町】 淀江町佐陀付近
- 37.【淀江町】 淀江町小波付近

- 38.【淀江町】 淀江町西原付近
- 39.【淀江町】 淀江町宇田川河口付近

- 40.【淀江町】 淀江町今津付近

## 令和7年度 危険表示看板修繕

### 1. 設置箇所

米子市大篠津町（大篠津橋付近）



米子市富益町（弓ヶ浜展望駐車場西側作業場付近）



見守り用デジタル機器の

設置費用を補助します

65歳以上の一人暮らしの方などが自宅に見守り用デジタル機器を設置する費用の一部を補助します。

●補助対象

- ◆高齢者の生活安全確保を目的に設置される見守り用デジタル機器のうち、次の条件を全て満たすもの。
- ▼カメラとマイク、スピーカー等を有し、インターネット等を通じて、遠隔で生活状況の見守りと安否確認ができる
- ▼住宅屋内に常時設置し使用する
- ▼購入時点で新品
- ▼令和7年4月以降に購入・設置

●補助額

設置に係る初期費用の2分の1 (上限1万円)

- ※月々の利用料金は補助対象外
- ※予算に達し次第、受付を終了
- ※世帯員が入院している場合など、一人暮らしに準ずる世帯の方も対象となる場合があります。

☎長寿社会課 (☎23-5155)

津波フラッグは避難の合図！

津波警報などは、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘など、さまざまな手段で伝達されますが、令和2年6月から海水浴場などで「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われています。

「津波フラッグ」を使用することで、聴覚に障がいがある方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方にも津波警報などの発表をお知らせできます。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。

●いつ使われる？

津波警報など(大津波警報・津波警報・津波注意報)の発表時

●どこで使われる？

海水浴場など

●見かけたら？

高いところに逃げる！  
すぐに海から離れ、高台などの安全なところへ避難してください。



公益財団法人 日本ライフセービング協会提供

☎米子市水難防止協議会事務局 (☎23-5339)

水難事故を防ぎましょう！

夏は水の事故が増える季節です。

●注意すること

- ◇海での遊泳は、必ず海水浴場で。離岸流に注意する。
- ◇天候が悪いとき、体調が悪いとき、飲酒したときは遊泳しない。
- ◇増水した川や用水路には近づかない、子どもを遊ばせない。
- ◇おぼれている人を見たら、すぐに消防に通報する。
- ◇子どもだけで水遊びさせない。
- ◇水遊びに付き添う時は、子どもから目を離さない。

◇子どもにはライフジャケットを着用させ、休憩を十分にとらせる。

●緊急通報先

▼消防 119番

▼海上保安部 118番

▼警察 110番

☎米子市水難防止協議会事務局 (☎23-5339、☎23-5387)

毎月勤労統計調査の

特別調査が実施されます

7月下旬から8月に調査員が直接訪問し、調査票を配布します。

●対象

常用労働者を1〜4人雇用している

る市内の抽出された小規模事業所  
☎鳥取県総務部統計課 (☎0857-26-7109)

地産外商地域産品

開発等事業補助金

◇地域産品の開発・改良により競争力強化に取り組む中小企業者を支援します。

◇地域産品の農産物や海産物を原材料に使ったものをはじめ、米子市のPRとなる商品の開発や改良が補助の対象となります。

●対象

補助対象事業を実施しようとする、市内に事務所または事業所を有する中小企業者・小規模企業者

●補助対象事業

- ①地域産品を新たに開発する事業
- ②既存の地域産品を改良する事業
- ③①または②と併せて実施する地域産品のパッケージ等のデザインを開発する事業
- ④①または②と併せて実施する地域産品に係る商標、意匠等を登録する事業

●補助率 2分の1

●補助上限額 40万円

●申請期限 10月31日(金)(必着)

☎商工課 (☎23-5558、☎23-5354)

### 鳥取県内水難事故発生概況

令和7年中

【データ元:鳥取県警察本部統計資料】

事故の態様	発生件数	事故者数	内訳					左の事故のうち海で発生						
			死亡	行方不明	重傷・体	軽傷	無事救出	発生件数	事故者数	内訳				
										死亡	行方不明	重傷・体	軽傷	無事救出
水泳	1	1			1			1	1			1		
水遊び	4	7	1			4	2	4	7	1			4	2
魚とり・釣り中	2	2	1			1		1	1	1				
作業中	1	1				1		1	1				1	
通行中														
陸上で遊戯、スポーツ中														
ボート遊び														
その他	3	3	1			1	1	2	2	1				1
合計	11	14	3	0	1	7	3	9	12	3	0	1	5	3

令和6年中

事故の態様	発生件数	事故者数	内訳					左の事故のうち海で発生						
			死亡	行方不明	重傷・体	軽傷	無事救出	発生件数	事故者数	内訳				
										死亡	行方不明	重傷・体	軽傷	無事救出
遊泳中														
水遊び	2	3				1	2	2	3				1	2
魚とり・釣り中	5	5	1			2	2	4	4				2	2
作業中														
通行中														
陸上で遊戯、スポーツ中														
ボート遊び	1	3					3							
その他	6	6	4			1	1	1	1	1				
合計	14	17	5			4	8	7	8	1			3	4

令和5年中

事故の態様	発生件数	事故者数	内訳					左の事故のうち海で発生						
			死亡	行方不明	重傷・体	軽傷	無事救出	発生件数	事故者数	内訳				
										死亡	行方不明	重傷・体	軽傷	無事救出
遊泳中														
水遊び	1	2					2	1	2					2
魚とり・釣り中	5	5				2	2	5	5			1	2	2
作業中	1	1			1									
通行中					1									
陸上で遊戯、スポーツ中														
ボート遊び	1	2					2	1	2					2
その他	3	3	2			1		1	1	1				
合計	11	13	2		2	3	6	8	10	1		1	2	6

## 令和8年度事業計画(案)

総 会	6月3日、前年度事業報告及び本年度事業計画その他事業運営上必要と認められる事項を審議するため総会を開催する。
水難危険箇所調査及び 看板設置箇所調査	米子市全域にわたり、水難危険箇所及び看板設置箇所の調査を実施する。
危険標識の設置、補修	水難危険箇所及び看板設置箇所の調査結果に基づき、危険表示看板の設置、補修作業を実施し、水難事故防止を図る。
市報へ広報記事掲載	米子市報7月号および米子市ホームページに記事を掲載し、水難事故防止の啓発を行う。
広報用チラシの 作成配布	7月上旬～中旬、水難事故を防止するため広報用チラシを作成し、市内の小・中学校、高校、幼稚園、保育園に配布し、事故防止を呼びかける。

水に親しむ機会が増える季節となりました。

すい なん じ こ

よな こ し すい なん ぼう し ぎ ろ う かい  
米子市水難防止協議会

# 夏の水難事故を

# 防止しましょう

水遊びをするかたへ

水に触れるレジャーは、楽しみがある反面、  
自然ならではの危険もあります。  
次のことをしっかり守り楽しみましょう。



1

## 監視体制や救助体制 が整った場所で泳ぐ

- ・ライフセーバーの近くで泳ごう!
- ・保護者は子どもから目を離さない



黄色と赤の  
ユニフォーム

海開き期間中の  
皆生温泉海遊ビーチでは  
ライフセーバーが常駐

3

## ライフジャケット 着用

・大切な命を守りましょう



- ・泳ぎが得意でも油断しない

すいがいさげんしゅうち  
水害危険周知ポスター

決められた場所で遊びましょう  
米子市水難防止協議会

2

## 離岸流

危険

- ・急に深くなる水底に注意!
- ・沖へ流れる速い潮の流れ



りかんりゅう  
離岸流

4

## 感染防止や事故防止

- ・体調が優れないときには海や川には入らない
- ・休憩と水分補給



ひょうちやくぶつ  
漂着物でのケガ



事故発生!  
緊急連絡先

118番・・・海保  
119番・・・消防  
110番・・・警察



SOS

特に注意すべき場所

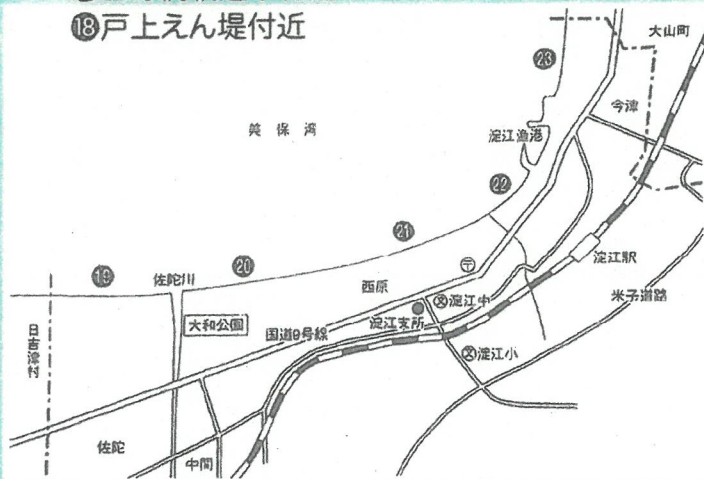


1. 海岸

- ① 日野川河口付近
- ② 新開付近
- ③ 堀川尻付近
- ④ 両三柳ゴルフ場付近
- ⑤ 両三柳加茂新川河口付近
- ⑥ 両三柳団地付近
- ⑦ 陸上自衛隊射撃場付近
- ⑧ 夜見町樋口川河口付近
- ⑨ 富益町弓ヶ浜展望駐車場付近
- ⑩ 富益町ニチラス米子工場付近
- ⑪ 富益町米子製鋼付近
- ⑫ 和田町池尻川河口付近
- ⑬ 和田浜キャンプ場付近
- ⑭ 大篠津町新川尻付近
- ⑮ 旧うなばら荘付近
- ⑯ 淀江町佐陀付近
- ⑰ 淀江町小波付近
- ⑱ 淀江町西原付近
- ⑳ 淀江町宇田川
- ㉑ 淀江町今津付近

2. 川

- ⑰ 王子製紙先えん堤付近
- ⑱ 日野橋軌道下付近
- ⑳ 戸上えん堤付近



## 米子市水難防止協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、米子市水難防止協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を米子市役所におく。

(目的)

第2条 協議会は、本市の沿岸海域及び河川等における水難事故の防止並びに、水難事故が発生した際の救助及び捜索活動の円滑化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)水難事故を防止するために必要な指導及び広報
- (2)水難事故を防止するために必要な活動についての検討及び情報交換
- (3)水難事故が発生した際の救助及び捜索を円滑にするために必要な活動
- (4)前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次の関係機関及び関係団体等の代表者又は職員をもって組織する。

- (1)米子市
- (2)米子警察署
- (3)米子消防署
- (4)米子市教育委員会
- (5)米子市自治連合会
- (6)米子市漁業協同組合
- (7)日野川水系漁業協同組合
- (8)米子市観光協会
- (9)皆生温泉旅館組合
- (10)その他協議会の事業に賛同する者

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名 (内1名常任幹事をおく)

(会長 副会長)

第6条 会長は米子市長の職にあるものをもってあて、副会長は米子市自治連合会長の職にあるものをもってあてる。

- 2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故のあるときは、会長の指名によりその職務を代行する。

(幹事)

第7条 幹事の選任は、会長の指名によるものとする。

- 2 常任幹事は、幹事の互選により決定する。
- 3 常任幹事は、会長の命をうけ協議会の事務を処理する。
- 4 幹事は、会長の招集に応じ、重要な議事を審議する。

(任期)

第8条 会長及び副会長の任期は、それぞれの職の在任期間とする。

- 2 その他の役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により就任した役員任期は、次期改選までとする。

(顧問及び参与)

第9条 協議会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協議会の事務遂行に関し会長の諮問に応じ、意見を開陳するものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、及び役員会とする。

2 定期総会は、年1回、その他は必要の都度開催するものとし会長がこれを招集し議長となる。

(総会)

第11条 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 会則及び諸規定の制定変更
- (2) 第3条の規定により協議会が実施する事業
- (3) その他協議会運営上特に重要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、常任幹事、幹事をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 協議会運営についての施策
- (2) その他協議会事業において必要な事項

(成立、議決)

第13条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、その過半数の同意をもって決する。ただし可否同数の場合は議長がこれを決する。

(細則の制定)

第14条 協議会の運営について必要な細則は、役員会において別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和46年12月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月3日から施行する。

# 水難事故発生時の連絡体制表

